

彙報

第二次育兒費調査の施行

人口民族部に於いては本年二月施行した第一次育兒費調査に引き続き更にその第二次調査を昭和十八年九月現在を以つて同一の調査客體につき重ねて施行することとしたが、その調査要綱、調査票その他の關係文書を掲ぐれば以下の如くである。

第二次育兒費調査要綱

一、調査の目的

子女の有無多寡に因りて生ずべき生活費、育兒費の輕重を統計的に測定し、以て家族手當その他人口政策の一基本資料を得るを目的とし、今昭和十八年二月施行せる第一次調査に引き続き更に九月現在を以て第二次調査を行ひ、その統計的觀察に一層正確を得んことを期す。

二、調査の客體

調査の客體は第一次調査の場合に同じ。即ち全國の代表的都市及農村の國民學校有配偶男子職員中左の條件を充足する家庭を有つ者を選びて調査客體となす。

(1) 同居人(例へば當該夫婦の父母兄弟その他雇人子守等)を含まざる家庭なること。

(2) 昭和六年四月一日以前出生の子供(即ち既に國民學校初等科を卒業せる子供)なき夫婦の家庭なること。

従つて結婚後なほ子女を擧げざる無子夫婦より、その最年長子女が現在國民學校初等科六年生なる夫婦までの家庭にして、且つ同居人を含まざる家庭を選びて調査客體とす。

尙 子供は實子に限らず養子預り子等をも含むものとす。

一、調査の方法

第一次調査に於いて回答を得たる適格者に對し、個人宛に重ねて調査票を配布し、引き続き適格者なる場合に之が記入を求む。特に第二次調査に於いて非適格者となれる者に對しては右調査票を他の適當なる適格者に委譲するやうに依頼するものとす。

右調査票の配布及び蒐集は共に直接郵送を以て之を行ふ。

尙、右調査票の配布に際し家計簿各一部を配布し

記帳集計の便宜を計るものとす。

一、調査地域並に調査票及家計簿配布數

(イ) 東京都(舊東京市域のみ) 一、〇三二

(ロ) 大阪市 六七六

(ハ) 宮城縣(郡部のみ) 一九一

(ニ) 栃木縣(同右) 二四三

(ホ) 長野縣(同右) 一、三二四

(ヘ) 岡山縣(同右) 三二五

(ト) 愛媛縣(同右) 五九三

(チ) 熊本縣(同右) 二九九
計 四、六六三

一、調査事項

左の項目に付き昭和十八年九月中の實情を記入せしむ。

(一) 家族關係

(イ) 夫婦の氏名(必ずしも強要せず)及年齢

(ロ) 該當子女の順位及年齢

(二) 一般生活費

(イ) 住居費(家賃及其他)

(ロ) 食費(米麥費及其他)

(ハ) 被服費(衣料費及身の廻品代、各項大人用と子供用に別記)

(ニ) 光熱費(薪炭代、瓦斯料、電氣料及其他)

(ホ) 其他

(ヘ) 現金支出總額

(三) 育兒費

(イ) 牛乳代

(ロ) 間食代

(ハ) 身の廻品代

(ニ) 玩具代

(ホ) 教育費

(ロ) 保健品

(ト) 醫療費

(チ) 其の他

(四) 生活規模

(イ) 平均月收

(ロ) 室數及疊數

(ハ) 衣料切符消費量(切符制度施行以降)



第二次育兒費調査票

(昭和十八年九月)

此の調査は子供の有無、多寡に依つて生ずべき生活費、育兒費の輕重を測り、以て人口政策の基本的資材と致すのです。裏面記入者の心得の二、調査の對象中に示してある該當家庭は、子供の有無に拘らず、是非御記入下さい。記入事項は絶対秘密に附し、統計以外には使用しませんから、正確な記入をして國策に協力して下さい。

彙報

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|----|--------------------------|----|--|------------------------------------|-----|-------|------------------------------------|---|-----|-----|---|---|
| 住所 | 府 縣 | | 郡 市 | | 區 | | 町 村 | | | | | | | |
| (一) 家族關係 | 夫氏の名 | 明治 | 年 | 月 | 日 | (二) 一般生活費 (九月中の現金支出のみを記入して下さい。) | 住居費 | 家賃 | 圓 | 錢 | 其他 | 圓 | 錢 | |
| | 妻氏の名 | 明治 | 年 | 月 | 日 | | 食費 | 米麥費 | 圓 | 錢 | 其他 | 圓 | 錢 | |
| | 第一子 男女 | 昭和 | 年 | 月 | 日 | | 被服費 | 衣料費 | 大人用 | 圓 | 錢 | 子供用 | 圓 | 錢 |
| | 第二子 男女 | 昭和 | 年 | 月 | 日 | | | 身の廻り品 | 大人用 | 圓 | 錢 | 子供用 | 圓 | 錢 |
| | 第三子 男女 | 昭和 | 年 | 月 | 日 | | 光熱費 | 薪炭代 | 圓 | 錢 | 瓦斯料 | 圓 | 錢 | |
| | 第四子 男女 | 昭和 | 年 | 月 | 日 | | | 電氣料 | 圓 | 錢 | 其他 | 圓 | 錢 | |
| | 第五子 男女 | 昭和 | 年 | 月 | 日 | | 其他 | | | 圓 | 錢 | | | |
| 第六子 男女 | 昭和 | 年 | 月 | 日 | 現金支出總額 | | | 圓 | 錢 | | | | | |
| (三) 育兒費 (二)一般生活費の中で九月中に子供養育のため費した現金支出を下の如く細分して記入して下さい。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 牛乳代 | 圓 | 錢 | 乳製品代を含むのです。 | | | 教育費 | 圓 | 錢 | 謝、書物、雜誌、學校用品代、其の他學費に納むる費用を記入して下さい。 | | | | | |
| 間食代 | 圓 | 錢 | 菓子、果物、其他飲料等の費用です。 | | | 保健費 | 圓 | 錢 | 散髪料、入浴料等を書いて下さい。 | | | | | |
| 身の廻り品代 | 圓 | 錢 | 靴、帽子、靴下、下駄、草履等の費用です。 | | | 醫療費 | 圓 | 錢 | 醫藥費、療治費、豫防費等を記入して下さい。 | | | | | |
| 玩具代 | 圓 | 錢 | 運動具代をも含みます。 | | | 其他 | 圓 | 錢 | 通學費、學校以外積費等を書いて下さい。 | | | | | |
| (四) 生活規模 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平均月收 | 圓 | 錢 | 俸給、諸手当、財産収入等を合計して出して下さい。 | | | 室數及數 | 室 | 枚 | 母屋のみ、間借の場合、母屋は使用室の分を記入して下さい。 | | | | | |
| 衣料切符消費量 | 普通 | 點中 | 制限 | 點中 | 昨年二月支給以來の支給總點數と其の内本年九月末迄の消費點數を記入して下さい。 | | | | | | | | | |

裏面の注意事項を御覽の上記入して下さい。

第二次育児費調査に關するお願い

本年二月施行致しました第一次育児費調査の際は、調査票に詳細御記入下され、誠に有難う御座居ました。その結果については現在當研究所に於いて着々集計を進めて居ります。

今回の第二次育児費調査は九月現在を以つて施行致すもので、前回御記入下さつた方々に今一度御記入の勞をお願ひすることになりました。二度重ねて調査致しますのは、一回きりの調査の場合に生じ勝ちないいろいろの偶然的事情をできるだけ取り除き、統計的觀察に正確を期すためですから、どうか一度この國策的調査に御協力の程お願ひします。

同封の家計簿は御便利と思ひ差し上げるものですから、御利用の上はわざわざ御返却には及びません。調査票記載の各項目について御集計の結果を御記入の上、右調査票だけを同封の封筒により御郵送下されれば結構です。

なほ前回は本調査の該當者であつた方の中にも、その後御子様は今春國民學校初等科を卒業なさるとか、その他いろいろの事情により、調査票裏面「記入者の心得」の二、調査の對象のところを明記してあるやうな本調査の該當者でなくなつた方があると思ひます。さういふ方はどうか此の調査票をお知り合ひの方で該當者と思はれる方にお廻し下さるやうお願ひします。

昭和十八年八月

厚生省研究所人口民族部

各位殿

記入者の心得

(調査票裏面所載)

一、調査の目的

この調査は、子女の有無多寡によつて生ずべき生活費や育児費の輕重を統計的に觀察して、以て家族手當其の他人口政策の基本的資料と致すのです。記入事項は勿論此の目的のために使用されるだけで、絶対に秘密に附せられるのですから、調査票の配布をうけ、記入を依頼された方は、どうぞ安心の上正確な記入をして、國策に叶ふ様協力して下さい。

二、調査の對象

今回の調査では、全國主要地方の國民學校有配偶男子職員中、特に次の二つの場合に該當する家庭をもつてゐられる方に記入をお願ひすることになつてゐます。

- (1) 夫婦と昭和六年四月二日以後出生の子供だけの家庭。
- (2) 夫婦だけの家庭。

従つて

(イ) 昭和六年四月二日以前出生の子供(即ち既に國民學校初等科を卒業した子供)のある家庭や、同居人(例へば夫婦の父母兄弟その他雇人子守等)のある家庭は凡て除外されます。

(ロ) また既に國民學校初等科を卒業した子供の有る夫婦の家庭は、たとひ其の子供が(例へば中等學校の寄宿舎に入つてゐる等の理由で)現在手許にゐない爲に(1)又は(2)の場合に該當するやうな場合にも、凡て除外されます。

なほ茲に子供といふのは、實子は勿論、養子預り子等をも含みます。

三、記入上の心得

調査の重要性に鑑み成るべく有りの儘の家計状態を正確に知りたいたいのですから、記入者は九月分の支出を家計簿に綿密につけて之を項目別に分類集計して記入して下さい。家計簿は本所から配付致しますが、平生使用中のものを用ひても差支ありません。記入事項に就ては表面の調査票の説明を参照する外、下の説明を必ず熟讀して間違ひのないやうに書き入れて下さい。

住所 現に居住してゐる場所です。

(一) 家族關係

(イ) 夫妻の氏名 出来るだけ記入を希望しますが、特に差支へある人は調査票には記入を省略してもかまひません。但し無記名の場合でも生年月月は必ず記入し、又その他の事項も十分信用の出来る様に注意して下さい。

(ロ) 子女 現在手許で養育してゐる子供を年順に、男女の上に一々①②の如く印しをし、その生年月月を記入して下さい。實子でなく養子或は預り子でも差支へありませんが、子供が他所にある場合は、假令仕送りをしてゐても此の分は記入に及びません。又子供のいない家庭は、此の欄と育児費の欄とは勿論記入に及びません。九月中に生れた者、よそから入つてきた者、及び死亡した者があつたら、其の旨年月欄の下部に註記して下さい。

(二) 一般生活費

九月中に現金で支拂つた生活費を指定の項目に分類して記入して下さい。尙参考の爲めに九月中の現金支出總額及生活費を差引した其の他の費額をも附記して下さい。本欄記入には特に左の點を注意して下さい。

(イ) 九月中に實際に現金を支拂つた額を記入するので、八月以前分でも九月に支出し、又は九月分でも翌月以後に支拂ふものは除かれます。手附金等の支出も之に準じます。

(ロ) 現金支出のみの調べですから贈與や自家生産製品の代價は受入支出共記入に及びません。

(ニ) 育兒費中の牛乳代間食代は食費中の其他に、身の廻り品代は被服費中に、玩具代以下其他迄は本欄中の其他に含めて記入し、更に其の内譯を(三)育兒費欄に細分記入して下さい。

(三) 現金支出には貯金預入、貸金、借金返済や同居子女にやつた小遣錢等他に支出しないものは含めないで下さい。

住居費 「家賃」には借家借間の場合の月額家賃間代を記入して下さい。「其他」には地代住居の修繕費(家屋は勿論住宅内の手入、修繕代、障子、襖紙、硝子、塵替費等)や水道料、井戸の入費、家具、什器及設備費等を含みます。

食費 「米麥費」には米麥の外之に代用配給せらる馬鈴薯、甘藷、ウドン、パン等の代金をも入れて下さい。「其他」には副食物費、調味料、漬物代或は外食費等一切を含みます。育兒費中の牛乳代、間食代もはります。

被服費 被服費は「衣料費」と「身の廻り品代」とに區分し、更に之を「大人用」と「子供用」とに區分して記入して下さい。大人用には家庭用をも含め、子供用には、子供専用のものみを記入して下さい。被服費中の子供用身の廻り品代は(三)育兒費中に再掲して下さい。

「衣料費」には綿代、絲代、仕立代、洗濯料等も含みます。

「身の廻り品代」は(三)育兒費の相當欄の説明を参照して下さい。

光熱費 「其他」には石炭、煉炭、亞炭代やマッチ代等の合計を記入して下さい。

(三) 育兒費

(一) 一般生活費に記入した支出の中直接子供の養育に費した九月中の現金支出額を書いて下さい。牛乳代、乳製品代も含みますが、大人の飲用した分は除外して下さい。

間食代 食事時以外に給するおやつ等の費用です。之も大人が食べた分は除外して下さい。

身の廻り品代 調査票例記の外、徽章、櫛、髮飾、リニツクサツク代等がはります。

玩具代 おもちゃや愛玩品等一切の外、各種運動具代をも含みます。

教育費 月謝、保護者會費、教科書、誌雜、繪本、各種學用品代、其の代學校に納むる費用です。

旅行積立金等は之には入りませんが、學校貯金や肝油代、學校給食費等は之を除きます。

保健費 散髮料、入浴料や學校で給する肝油、滋養劑等の費用をも含みます。

醫療費 病氣の場合の醫藥代、治療費、看護婦料、其他豫防注射費等を指します。

其他 通學に要する費用、學校以外で繪や書、茶、花等の稽古をする場合の費用を書いて下さい。

(四) 生活規模

記入して下さる方の生活規模を書いて頂いて、之と育兒費との關係を知るに便します。

平均月收 月給、各廳の手當(居殘、宿直、家族手當等)及財産收入等を過去一箇年總計して、一箇月分の平均を出して下さい。妻に収入のある場合は之を加へて下さい。

室數及疊數 現在住んでゐる家屋(母家)の部屋數と、疊數を書いて下さい。間借やアパート住の場合には其の使用室數と疊數だけで結構です。

衣料切符消費料 昨年二月支給以來支給された總點數と其の内本年九月末迄の一箇年八ヶ月間に消費した點數を、普通切符と制限切符とに分けて記入して下さい。

地方行政協議會令の公布

地方行政協議會令は、昭和十八年七月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

地方行政協議會令

(昭和十八年六月三十日
勅令第五百四十八號)

第一條 地方ニ於ケル各般ノ行政ノ綜合連絡調整ヲ圖ル爲メ北海道、東北地方、關東地方、東海地方、北